

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 8 年 1 月 5 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、都が上野恩賜公園に新設した公衆トイレ（以下「本件トイレ」という。）は、公共施設として通常求められる安全性及び防犯性を著しく欠く設計であり、供用開始直後に改修を余儀なくされたものであることから、その工事に伴う支出等が不当であるとして、設計等に関与した職員の責任の調査等を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

また、請求期間について、法第 2 4 2 条第 2 項では、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由がある

ときはこの限りでないとしている。

請求書の記載によれば、請求人は、本件トイレに関する「公衆トイレ新設工事に係る設計、建設及びこれに伴う公金支出」を本件請求の対象行為としている。もっとも、請求人のいう「設計」及び「建設」が、上記①から⑥までのいかなる財務会計上の行為を具体的に問題としているか明らかではない。しかしながら、請求書においては、これらと併せて「これに伴う公金の支出」に言及されていることから、請求人は、本件トイレの設計及び建設に関連して行われた公金の支出を問題としているものと解される。したがって、本件請求の対象は、本件トイレの工事に要した設計及び建設に係る公金の支出であると整理できる。

また、請求人は、本件トイレの具体的な構造及びそれに伴う安全・防犯上の問題が一般に明らかとなったのは、令和7年12月24日の供用開始後であるとして、本件請求は、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由がある旨主張する。この点、平成14年9月12日最高裁判所判決によれば、正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求するに足りる程度に当該普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている。本件トイレは、令和7年12月24日に供用が開始され、同日以降に初めて、一般利用者が現地においてその構造及び利用状況を直接確認し得る状態となったものと認められることから、同日以降において、都の一般住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたというべきであり、同日から相当な期間内に監査請求をしなかった場合には、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由がないというべきである。そうすると、本件請求があったのは令和8年1月5日であり、上記の相当な期間内に監査請求がなされたということができ、本件請求は、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由が認められる。

以上を踏まえ、本件トイレの工事に要した設計及び建設に係る公金の支出について検討する。

請求人は、①公共施設として合理的に予見可能な安全・防犯上の危険を看過した設計であること、②供用開始直後に緊急改修を要した事実が、設計及び支出の不当性を裏付けていること、③トイレ本来の目的を逸脱し、デザイン性を優先した不当な支出であることをもって、違法又は不当な公金の支出であることの理由として挙げている。

この点、公金の支出とは、支出負担行為、支出命令及び支払の一連の行為をいい、住

民監査請求が適法に成立するためには、意匠を含む設計の当否ではなく、公金の支出について財務会計法規に違反する事実又は当該行為に係る裁量権の逸脱若しくは濫用等を示す事実が摘示されていることを要する。しかし、請求人の摘示している上記理由は、公共施設としての本件トイレの意匠を含む設計に関する請求人の見解を述べたものであり、支出の原因となる契約等（支出負担行為）及びそれに基づく支出について、当該行為が財務会計法規をはじめとした関係法令に違反する事実あるいは都の裁量権の逸脱又は濫用等を示す事実を具体的かつ客観的に摘示するものとはいえない。したがって、本件請求は、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。